

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、令和2年3月3日発行（山梨県公報号外第10号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	公益財団法人 やまなみ文化基金	
所管部（局）課	県民生活部 生涯学習文化課	
監査実施日	令和元年9月3日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項)</p> <p>仕訳帳に代わるものとして、伝票を起票しているが、平成30年度期末時に未払金となっている支払助成金2件について、振替伝票を起票せず、エクセルで作成している総勘定元帳の「未払金勘定」へ直接入力していた。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>期末処理にあたり、担当者が未払金への振替伝票の作成を失念していた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>当該処理のための振替伝票を作成した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>担当者に簿記会計処理の再確認を行わせるとともに、会計処理マニュアルに記載した。</p>

監査対象団体	公益財団法人 やまなし文化学習協会	
所管部（局）課	県民生活部 生涯学習文化課（出捐金）、県民生活・男女参画課（公の施設管理）	
監査実施日	令和元年9月25日、26日	11月1日
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項)</p> <p>1 平成31年2月7日～8日の金沢への研修旅費について、特急の指定席料金の算定に誤りがあり、旅費が過大に支給されているものがあった。</p> <p>2 通勤手当について、給与規程第14条の5に係る別表において、4輪自動車は片道20kmを超える場合、1kmごとに580円加算すると規定されているが、加算額の算定において距離の小数点以下の処理に誤りがあり、過大に支給されているものがあった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>旅費の算定に関わる職員が1名であり、複数名によるチェックが行われていなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>監査終了後、直ちに料金との差額を算定し、返還手続きを行った。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>旅費の算定時には複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理を行う。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>通勤手当の算定に関わる職員が1名であり、複数名によるチェックが行われていなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>監査終了後、直ちに正しい距離による手当額との差額を算定し、平成30年度支給分については差額の返還手続きを行い、令和元年度支給分については翌月支払われる手当での調整を行った。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>認定時には複数職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理を行う。</p>

3 財務諸表に対する注記において、記載項目である「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」並びに「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」に、特定資産の内容が記載されていなかった。

4 ことぶき勸学院の院生に対するスポーツ安全保険の加入申込金について、徴収した現金は払込するまで施錠可能なロッカーに保管されていたが、会計処理が行われていなかったことから、財務規程第 40 条に会計帳簿として定めている現金出納帳が作成されておらず、現金の管理方法が適切に行われていなかった。

5 複写機保守請負契約書において、保守料金はカウンター数値に契約単価を乗じた額として単価契約としているが、予定数量の記載がなかった。また、違約金条項が単価契約のものとなっていなかった。

6 消費税及び地方消費税の確定申告において、不課税仕入れである香典について、集計表での計算誤りにより課税仕入れとして申告しており、納付税額が過少となっていた。また、総勘定元帳において、当該香典の消費税区分を「課税仕入」としており、消費税及び地方消費税申告については、申告関係資料として別途作成した集計表に基づき申告書を作成しているため消費税申告額に影響は

3 (発生原因の検証結果)

公益法人会計基準について理解不足であったため、記載していなかった。

(措置の対応状況等)

令和元年度以降、財務諸表に対する注記の特定資産の内容を記載する。

(再発防止策)

記載漏れの事項がないよう、確認をした上でフォーマットを作り、そこに毎年数値を入力するとともに、複数職員によるチェックを徹底し適正な事務処理を行う。また、公益法人の会計基準等については、最新の法改正等の情報を入手するよう、情報収集に努める。

4 (発生原因の検証結果)

協会諸規程について理解不足であったために、現金出納帳を作成しておらず、現金の管理方法が適切に行われていなかった。

(措置の対応状況等)

監査終了後、直ちに現金出納帳を作成した。

(再発防止策)

現金出納帳を作成するとともに、預かった保険料はことぶき勸学院特別会計の口座に預り金として入金し、会計の口座から保険料を支払い適正な事務処理に努める。

5 (発生原因の検証結果)

契約書を熟読していなかったため、予定数量が記載されておらず、また違約金条項の契約が単価契約となっていないことに気付かなかった。

(措置の対応状況等)

契約書の予定数量を記載した追加事項の取り交わしを行った。

(再発防止策)

「支出負担行為伺い」の際、複数の職員でのチェック体制を強化し適正な事務処理に努める。

6 (発生原因の検証結果)

集計表の入力が職員1名で行われており、複数名によるチェックが行われていなかった。

(措置の対応状況等)

監査終了後、直ちに再計算を行い消費税及び地方消費税の修正申告を行った。また、消費税計算集計表の数式を直すとともに、会計ソフトにおいて香典用の支出伺い伝票の定型(不課税仕入)を作成した。

<p>ないが、経理処理にあたり「不課税仕入」とすべきである。</p>	<p>(再発防止策) 複数の職員でのチェックを行い適正な事務処理に努める。</p>
<p>(意見) 財務諸表作成など会計処理上の不備が多数認められ、契約書作成における不備も見受けられた。限られた人員の中で適正な事業運営が図られるよう、チェック体制等の再確認や会計処理に精通した職員の育成に取り組むことと併せて、効率的な事業運営や組織体制について検討されたい。</p>	<p>今回不備のあった点については職員のチェックミスに起因するものが多かったため、複数職員による確認を徹底するほか、会計処理においては会計事務に関する職員研修を行い、職員の意識を高めることで適正な事業運営に取り組む。 また、職員から業務改善を提案させるなど、業務内容を精査して事業を実施することにより、効率的な事業運営に取り組む。</p>

監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学	
所管部(局)課	県民生活部 私学・科学振興課	
監査実施日	令和元年9月18日、19日	11月20日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
<p>(指導事項)</p> <p>1 会計責任者の交代にあたり、会計事務取扱規程第4条に基づく引継書が作成されていなかった。</p> <p>2 西武バス、西武鉄道、JRで通勤し、定期券で支給している教員の通勤手当において、過大に支給しているものがあつた。</p> <p>3 長期未収金が次のとおり認められた。 (決算日現在)</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 担当者の認識不足により、会計責任者の交代にあたり、引継書を作成していなかった。 (措置の対応状況等) 会計事務取扱規程第4条に基づき引継書を作成し、理事長に提出するよう会計責任者に依頼した。 (再発防止策) 各種規程に基づき年度末等に業務引継が必要な場合をリストアップし、引継漏れがないようにチェックすることにより適正な会計事務処理に努めていく。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 担当者の理解不足によりPASMOの割引制度を考慮した手当額の算定を行っていなかった。 (措置の対応状況等) 当該教員に対して過大に支給された通勤手当について、令和元年10月に戻入措置を行った。 (再発防止策) 通勤手当認定及び手当確認事務において、複数職員によるさらなるチェック強化を図っていく。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 対象学生について、本人及び保護者に督促と</p>	

平成 28 年度授業料後期分 267,900 円

4 債権管理規程第 10 条に「会計責任者は、毎月、未収債権の調査を行い、半期毎に、未収債権の内容及び今後の回収計画について理事長に報告しなければならない。」と定めているが、授業料の債権管理において、平成 30 年 7 月以降監査日現在まで、未納者との交渉等が行われていないものがあった。また、半期毎の報告も行われていなかった。

5 会計事務取扱規程第 2 条第 1 項及び第 2 項に「別表 1 に定める職員に事務を委任し、会計処理を行う。」と定めているが、出金伝票について、決裁権者による決裁印が押印されていないものがあった。

6 自動販売機設置に伴う財産の貸付について、施設等(賃)貸借契約書に「四半期ごとに自動販売機の売上本数並びに売上金額を報告する」こととなっているが、報告書が提出されていないものがあった。

復学の意味確認を行っていたが、納付意思の確認が遅れ、結果として授業料未納による除籍が平成 29 年度末となり長期未収金となった。

(措置の対応状況等)

長期未収金については、督促を行い、回収に努めている。

(再発防止策)

長期未収金とならないよう、納期限後から速やかに督促を行い、回収に努めていく。

4 (発生原因の検証結果)

除籍者に対する督促について、担当者の認識が不足していた。

また、平成 29 年度末まで長期未収金がなかったため、文書での報告を行っていなかった。

(措置の対応状況等)

令和元年 9 月末現在の未収債権内容及び回収計画について、会計責任者から理事長に報告を行った。

(再発防止策)

授業料の未納者については、これまでの折衝経緯を踏まえ、必要に応じて経済状況についても確認し、督促等を行う。

5 (発生原因の検証結果)

担当者の確認不足により、決裁権者の決裁印が押印されていない出金伝票が保管されていたものがあった。

(措置の対応状況等)

押印漏れのあった伝票については、決裁権者に再度回覧し、押印してもらった。

(再発防止策)

会計事務取扱規程の合議区分に従い適正に合議が行われるよう事務局職員に対して再度周知徹底していくとともに、伝票が作成者に戻り保管する際にも決裁権者の決裁印が押印されていることを確認する。

6 (発生原因の検証結果)

担当者の契約内容の確認不足により、売上本数及び売上金額の報告有無の確認を怠っていたものがあった。

(措置の対応状況等)

自動販売機の売上本数及び売上金額について報告内容を業務に活用していないことから、過去の売上本数及び売上金額については報告を求める一方、自動販売機の売上本数及び売上金額の報告を不要とするよう、貸借契約書の内容の変更手続きを行った。

	(再発防止策) 契約先から報告を求める案件については、課内供覧をするなど契約書に記載された内容が履行されているか確認を行うようにする。
(意見) 会計事務取扱規程など各種規程に定める事務手続きにおける不備等が多数見受けられた。限られた人員の中で適正な事業運営が図られるよう、チェック体制等を再確認するとともに、さらなる効率的な事業運営や組織体制について検討されたい。	限られた人員で適切に事務処理ができるよう、適時規程等の見直しを行うとともに、複数職員によるさらなるチェック強化を図っていく。 また、業務引継時に各種規程に基づく手続漏れがないようチェックする。

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団								
所管部(局)課	福祉保健部	福祉保健総務課(出資金)	障害福祉課(公の施設管理)						
監査実施日	令和元年10月1日、2日	11月21日							
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)							
(指導事項)	<p>1 平成29年度以前の未収金が次のとおり認められた。(決算日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>桃源荘 事業未収金</td> <td>209,368 円</td> </tr> <tr> <td>サテライト桃源荘 事業未収金</td> <td>899,750 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,109,118 円</td> </tr> </table> <p>2 短時間勤務者に係る通勤手当の支給において、手当額変更の際の支給額に、過払いが発生していた。</p>			桃源荘 事業未収金	209,368 円	サテライト桃源荘 事業未収金	899,750 円	合計	1,109,118 円
桃源荘 事業未収金	209,368 円								
サテライト桃源荘 事業未収金	899,750 円								
合計	1,109,118 円								
	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>利用者本人が死亡し子が県外に住んでいて音信不通となっているケースや、利用者名義の通帳を子が管理しており、残金が足りず口座引落しができないケースでは、子に催促しても計画的に入金されないことなどによる。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>督促通知、電話や訪問を行い未払金の回収に努めている。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、契約時の保証人又は連帯保証人の義務付け、成年後見制度の活用など、確実に利用料が徴収できる方策を講じる。</p> <p>(回収結果及び未収の状況)</p> <p>令和2年3月18日現在、1,109,118円のうち519,562円を回収し、589,556円が未収となっている。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>法的措置も視野に入れ、引き続き回収に努める。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>短時間勤務者の通勤手当は日割り計算により支給しており、本来、住所を変更した日以降の分について改定した額を支給するところ、住所変更を担当者が見落とししたことによる。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>令和元年10月の給与の支給時に減額調整を行った。</p>								

	(再発防止策) 通勤手当額の改定に当たっては、確認作業を徹底する。
--	--------------------------------------

監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構
所管部(局)課	福祉保健部 医務課
監査実施日	令和元年10月8日、9日 12月5日

監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)						
<p>(指導事項)</p> <p>1 長期未収金が次のとおり認められた。 (決算日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>中央病院</td> <td>193,215,876円</td> </tr> <tr> <td>北病院</td> <td>15,378,144円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>208,594,020円</td> </tr> </table> <p>2 会計規程実施規程第13条に定める取引金融機関に登録した印鑑について、法人印管理規程第5条に基づく法人印台帳が作成されていないかった。</p> <p>3 金銭出納員及び物品出納員の交代にあたり、会計規程実施規程第2条に基づく引継書が作成されていないかった。</p>	中央病院	193,215,876円	北病院	15,378,144円	合計	208,594,020円	<p>1 (発生原因の検証結果) 未収金の主な発生原因として、患者本人の支払意思の欠如、家計の状況、死亡や予後の不良などから診療結果に不満があり、診療費の支払いを故意にしないなどがある。 (措置の対応状況及び再発防止策) 医業未収金については、文書等で督促しているが、発生から1年が経過したものは弁護士事務所と締結している未収金回収業務委託により、引き続き未収金残額の低減を図っていく。 中央病院では、初期段階での請求を強化(督促状送付:発生から半月経過で送付し、その後2か月、4か月経過毎にも送付)するとともに、発生から6か月経過したものには連帯保証人にも請求を行い、北病院では、患者・患者家族・精神保健福祉士・事務担当者等の関係者で、患者の経済状況や支援体制について情報共有を密に行い、必要な行政サービスの申請や補助、経済状況に沿った医療費の分割納付や延長納付等の支払方法の提案や相談を随時行っていく。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 規程に基づき法人印台帳を作成すべきという認識がなく、その状態が放置されていた。 (措置の対応状況及び再発防止策) 会計規程実施規程の再確認を行い、台帳を作成した。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 金銭出納員及び物品出納員の交代時に、当該引継書を作成すべきという認識がなく、その状態が放置されていた。 (措置の対応状況及び再発防止策) 会計規程実施規程の再確認を行った。次回交代以降、引継書の作成を徹底していく。</p>
中央病院	193,215,876円						
北病院	15,378,144円						
合計	208,594,020円						

<p>4 契約書記載内容に不備があった。</p> <p>①院外洗濯業務委託契約書は単価契約であるが、予定数量の記載がなかった。また、違約金条項が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>②感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約書の違約金条項が単価契約のものとなっていなかった。</p> <p>5 本部において県債5億円分を取得しているが、当該支出について会計規程に定める予算の流用を行う場合に必要の手続がとられていなかった。</p>	<p>4 (発生原因の検証結果)</p> <p>院内の事務担当者の会議などで契約書作成時の注意点を周知しているが、契約書の作成担当者には十分周知されていなかった。また、決裁過程でのチェックも不十分であった。</p> <p>(措置の対応状況及び再発防止策)</p> <p>支出契約決議書に指導事項を含めたチェックリストを添付し、決裁過程で記載漏れがないことの確認を行い、適正な契約事務の執行に努めていく。</p> <p>また、契約書の雛形を取引の相手方が作成している契約も多くあることから、契約書記載事項の変更を協議していく。</p> <p>5 (発生原因の検証結果)</p> <p>県債取得については、理事長決裁を行い決定したものであるが、本来会計規程に基づく予算流用についても決裁を行うべきであったところ、それを怠っていた。</p> <p>(措置の対応状況等及び再発防止策)</p> <p>指導を受け、会計規程の再確認を行った。今後取得についての決裁を行う際、予算流用についても決議を諮ることとする。</p>
<p>(意見)</p> <p>医薬品及び診療材料の受入れ及び払出しについては、物品システムにより数量の管理が行われている一方、病棟等に払い出された医薬品等については、決算時の実地棚卸での管理のみとなっている。過去に医薬品の紛失事案が発生したことを踏まえ、決算時の在庫確認のみでなく、定期的に在庫数量を突合するなど、同様事案の早期発見と早期対応が可能となるような方策を検討されたい。</p>	<p>医薬品及び診療材料の受入れ及び払出しは、その都度システムに入力し、受入・払出数量を適正に管理しており、過去に発生した医薬品の紛失事案に対する再発防止策については、県に提出した改善計画を継続して実行することにより、薬剤管理の一層の強化と再発防止に取り組んでいるところである。</p> <p>病棟等へ払い出された後の医薬品等については、期末に実地棚卸を行い、残高を決算計上しているが、それに加え期中において定期的に全在庫数量を突合するには、入院・外来診療を止める必要があり、患者への診療に影響が生じるため、当機構の規模では困難である。</p> <p>しかしながら、今回の意見を踏まえ、今後他の同規模の医療機関が採用している方法を確認し、当機構でも採用可能な手段については積極的に導入するなど検討していきたい。</p> <p>実地棚卸に関係する職員に対しては、棚卸についての研修を行うとともに、毎年度末に実地棚卸を行うに先立ち、事務職員から各部署に実地棚卸の方法だけでなく、必要性・重要性を説明し、実地棚卸にも立合うことで、棚卸の精度を高めるなど、今後とも医薬品、診療材料の適正管理に努めていく。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県子牛育成協会	
所管部(局)課	農政部 畜産課	
監査実施日	令和元年10月23日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	<p>(指導事項)</p> <p>1 財務規程第23条で、現金出納帳を備え出納のつど記載し整理しなければならないと規定されているが、肥料の現金販売に係る出納が現金出納帳に記載されていなかった。</p> <p>2 物品(牧草地肥料、農業機械等)の購入にあたり、納品書に検収が行われていないものがあつた。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>堆肥の現金販売に係る現金収入については、その日のうちに銀行口座に入金し、収入伺いには記載しているが、現金出納帳への記載が漏れていたものであり、慣例的な誤った事務処理が原因である。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>収入伺いの記載と併せ、現金出納帳への記載を徹底している。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>財務規程で定める事務処理と異なる処理をしているものがないか再点検し、再発防止に取り組む。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>納品の際に物品を確認することは徹底していたが、それを納品書に検収という形で記録に残すことについての徹底が不十分であつた。また、決裁過程でのチェックも不十分であつた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>納品書の検収を徹底するとともに、支出段階でのチェックを徹底している。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>それぞれの業務担当者が納品の検収に当たるため、全担当者に対し適正な事務処理について改めて周知を行った。</p>
	<p>(意見)</p> <p>小口経費支払用の現金は現金出納帳、建物等のその他固定資産は固定資産台帳を作成し管理しているが、財務規程では備えるべき帳簿として、現金出納帳及び財産台帳が明記されているのみで、各々の経理処理や管理方法等に関して明文化されていない。特にその他固定資産については、設立当初は保有していなかったため、規定する必要がなかったが、現状は少量ながら保有している。今後の厳正な現金取扱及び適正な事務執行のため、規程類の整備を検討されたい。</p>	<p>協会の設立当初と現状の実態が異なつてきているので、現状に合わせ定款並びに財務規程を変更するとともに、資産運用管理規程を新たに制定した。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県スポーツ協会		
所管部(局)課	教育庁 スポーツ健康課(出損金、補助金、公の施設管理) 県土整備部 都市計画課(公の施設管理)		
監査実施日	令和元年10月28日、29日	12月2日	
監査の結果		講じた措置(又は今後の方針等)	
<p>(指導事項)</p> <p>1 会計規程第41条に「現金は、毎日出納閉鎖後に残高を関係帳簿と照合してその正確を期さなければならない」と定めているが、補助金等及び特定資産に係る公益目的事業会計において、資金前渡された現金を該当者へ交付、精算(戻入)するまでの現金管理が、会計規程に沿った取扱いとなっていなかった。</p> <p>2 平成30年度公認指導員・上級指導員養成講習会に係る委託業務において、次のとおり不備があった。</p> <p>①支出負担行為伺いについて、会計規程第32条に「支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為伺いにより決裁を受けなければならない」と定めているが、業務開始日以後の日付で処理されていた。</p> <p>②委託契約書において、締結日が業務開始日以後の日付となっていた。また、委託契約書の委託期間が承認を受けた期間と異なっていた。</p>		<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>現金の取扱いについては、会計ソフトで作成される現金出納帳にて管理している。また、資金前渡を行う場合は、振替伝票を作成し、決裁を受けて現金にしており、支出した後は直ちに証憑書類を添付した支出伝票で決裁を受けている。</p> <p>しかし、翌日以降に支出する現金については会計ソフトで作成する現金出納帳へ記帳するのみで、会計規程で定める「残高を関係帳簿と照合」することは行っていなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>資金前渡等により現金を保有する期間は、毎日出納閉鎖後に現金と帳簿を照合することとし、併せて照合したことを確認する現金出納帳を新たに作成した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>会計ソフトへの記録と合わせ、必要に応じ別途作成する現金出納帳への記録・現金照合を行うことで、日々の現金管理を行っていく。</p> <p>2①(発生原因の検証結果)</p> <p>この事業は申請書を契約の相手方(以下、「相手方」という。)に提出し委託金額が確定する契約で、委託金額確定後に支出負担行為を作成していたが、相手方からの確定通知が遅かったため、事業開始日以後の日付での処理となってしまった。</p> <p>(措置の対応状況等・再発防止策)</p> <p>次年度からは、委託金の申請をする段階で申請金額に基づき支出負担行為を作成するよう事務処理を変更し、適正な事務処理に努める。</p> <p>②(発生原因の検証結果)</p> <p>この委託業務の契約にあたり事業開始の1か月前には申請書を提出したが、相手方の取扱いにより、指導事項のとおりとなってしまった。</p> <p>(措置の対応状況等・再発防止策)</p> <p>相手方に契約締結日や承認通知書等に関する検討要望書を提出したところ、次のような回答があった。</p> <p>・これまでも契約締結日に関わらず委託期間は4月1日より遡及的に適用してきたが、今</p>	

<p>3 平成 30 年度山梨県スポーツ指導者協議会補助金及び平成 30 年度生涯・地域スポーツ推進委託事業に係る実績報告書について、同補助金交付要綱及び同委託契約書に定められた提出期限を遅延して提出されていた。</p> <p>4 山梨県スポーツ指導者協議会補助金について、同補助金交付要綱第 2 条に補助対象事業として支出できる経費の費目が定められているが、平成 30 年度の収支予算及び収支決算に、要綱で定めていない経費の費目が計上されていた。</p>	<p>回の指摘を踏まえ、委託期間は4月1日より遡及的に適用することを契約書に明文化することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 承認通知書の委託内容の期日は、委託契約書第2条の委託期間ではなく、対象事業の期日を指すものであったことから、今回の指摘を踏まえ、通知書の記載を「委託内容」から「対象事業」に修正し、明確にすることとした。 <p>今後は、この修正対応に沿って適正な事務処理を行っていく。</p> <p>3 (発生原因の検証結果)</p> <p>山梨県スポーツ指導者協議会補助金交付要綱は平成24年から施行されている。また、生涯・地域スポーツ推進委託事業の契約書は山梨県教育委員会が作成している。</p> <p>双方において定められた実績報告書の提出日の記載については、指摘されるまで間違いに気付かないでいた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>今回の指導を受け、山梨県スポーツ指導者協議会補助金については交付要綱を変更し、指導者協議会にも通知をした。</p> <p>生涯・地域スポーツ推進委託事業については山梨県教育委員会に報告し、次年度の契約に向け内容の検討を行ってもらっている。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>引き続き、公金であるという意識を持ち、補助金要綱に沿った適正な事務処理を行っていく。</p> <p>4 (発生原因の検証結果)</p> <p>経費の費目は平成24年の同補助金交付要綱施行時のままとなっているが、指導者協議会の会計において実情に即した分かりやすい費目に細分化し、この費目で収支予算・決算書の報告がされていた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>経費の費目について、山梨県スポーツ指導者協議会補助金交付要綱を改正し、指導者協議会にも通知をした。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>引き続き、公金であるという意識を持ち、補助金要綱に沿った適正な事務処理を行っていく。</p>
--	---

監査対象団体	公益社団法人 山梨県私学教育振興会	
所管部(局)課	県民生活部 私学・科学振興課	
監査実施日	令和元年10月16日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	<p>経理規程第4条で規定する勘定科目体系に貸借対照表科目が定められていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>これまで貸借対照表中に科目を使用していたが、経理規程には定めるべき勘定科目として明確に記載していなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>経理規程細則において貸借対照表科目を整備した。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県緑化推進機構	
所管部(局)課	森林環境部 みどり自然課	
監査実施日	令和元年10月3日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	<p>1 物品の購入において、請求書及び納品書に日付(請求年月日及び納品年月日)の記載がないものに支払を行っているものがあった。</p> <p>2 6月支給の期末・勤勉手当について、支給対象期間は12月1日から5月31日の6か月であり、12月末決算のため支給総額の6か月分のうち1か月分を、公益法人会計基準に関する実務指針に基づき賞与引当金として計上する必要があるが、計上されていなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>物品購入等の支出においては、複数人による請求書等のチェックを行っていたが、漏れがあった。</p> <p>(対応状況・再発防止策)</p> <p>これまで以上に厳密なチェックを行うことにより、再発を防ぐ。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>期末勤勉手当支給対象者2名のうち1名は県からの派遣職員であり、給与手当の一部を当機構が支給しているに過ぎず、支給額も変動することから引当金を計上していない。</p> <p>上記派遣職員以外の期末勤勉手当の引当金相当額は1名、1か月分(36,486円)であるためこれまでは公益法人会計基準の「重要性の原則」に基づき計上してこなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>今後も、派遣職員以外の期末勤勉手当の支給状況を見ながら、必要な場合には、賞与引当金の計上を検討する。</p>

監査対象団体	公益社団法人 山梨県農業用廃プラスチック処理センター	
所管部(局)課	農政部 果樹・6次産業振興課	
監査実施日	令和元年9月25日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	<p>会計規程第34条において、固定資産を売却するときは理事長の決裁を受けなければならないとされているが、理事長の決裁を得ず売却されているものがあった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>固定資産売却に係る稟議書の起案者が会計規程を熟知しておらず、理事長の決裁を得ていなかった。</p> <p>また、決裁過程においても、理事長の決裁が必要であることに気付かなかった。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>会計規程を遵守するため、起案者は根拠となる条文を稟議書に添付し、決裁者は根拠条文をその都度確認の上承認を行う。</p>

監査対象団体	公益社団法人 山梨県畜産協会	
所管部(局)課	農政部 畜産課	
監査実施日	令和元年10月23日 12月2日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	<p>給与規程において、事務局長が決定することとされている通勤手当、住居手当が事務局次長により行われていた。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>平成30年度は、事務局長が週3日の半日勤務であったため、実務上の簡便性から、事務局次長による決裁としてしまっていた。</p> <p>給与規程において事務局長決裁となっていることについて、職員の認識が不十分だったことが原因である。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>事務局長が決裁を行うよう事務処理を是正した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は給与規程に基づき、事務局長が決裁を行っていく。</p> <p>職員に対し、給与規程で事務局長決裁が定められていることを周知徹底し、再発防止に努める。</p> <p>なお、令和元年度から事務局長は常勤となっており、是正措置の実効性が確保されている状況である。</p>

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会	
所管部(局)課	福祉保健部 障害福祉課	
監査実施日	令和元年10月17日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	<p>指定管理業務に係る支出において、経理規程第12条第3項に「会計伝票には、会計責任者の承認印又は承認のサインを受けなければならない」、また、第25条第2項に「金銭の支払いを行う場合には、会計責任者の承認を得て行わなければならない」と定めているが、会計伝票(振替伝票)及び伺い書に、会計責任者の承認印の押印等が行われていないものがあった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>会計伝票、伺い書ともほとんど押印してあるものであったが、担当者等の確認不足のため一部押印漏れがあった。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>関係職員間で押印漏れがないか確認を徹底する。</p>

監査対象団体	富士観光開発・富士グリーンテックグループ	
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課	
監査実施日	令和元年11月8日 12月25日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	<p>事業報告書「管理業務にかかる収支決算」において、イベントの支払に係る源泉徴収税額が重複して計上されており、支出実績額が過大に計上されていた。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>経理担当者の記入誤りに加え、管理者の人事異動もあり、確認が十分に行うことができなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>重複計上されていた源泉徴収税額を支出から削除し収支報告書を訂正した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>毎月の収支実績については指定管理業務担当者と経理担当者とのダブルチェックを実施し、記載ミスの防止に努める。</p>